

令和5年5月20日

ご利用者ご家族 各位

社会福祉法人総合施設美吉野園

施設長 森川 敬介

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う面会方法について

拝啓 新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症がこの5月8日より感染症法上での分類が、二類から五類に変更となりました。しかし感染症法上での分類が変更されても、新型コロナウイルス感染症が無くなったわけではなく、高齢者にとって脅威であることに変わりはありません。

美吉野園としましては、感染法上での分類が変更となっても、感染症対応を継続しながら、ご利用者の健康上の安全と、生きがいを持った穏やかな生活を守っていきたいと思います。

面会については、感染経路の遮断という観点とつながりや交流が心身の健康に与える影響を考慮し、6月1日より別添の留意事項を遵守し実施させていただきます。本来なら以前のような制限のない面会方法を実施させていただきたいところではありますが、感染症発生時には高齢者は重症化リスクが高く、また施設内療養となる為、当面は全面解除は行わない方針です。

施設における感染防止策の基本は、施設内に「ウイルスを持ち込まない対策」の徹底です。

皆様方のご理解とご協力が必要不可欠と考えております。

末筆ながら、皆様方のご健勝をお祈りしますとともに、今後共ご支援ご厚情を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

問合せ先 美吉野園 特養寮 TEL 0747-52-5555 担当者 榊井、吉川、秋月
--

社会福祉法人総合施設美吉野園特養寮における面会実施方法（令和5年6月1日から）

面会については、感染経路の遮断という観点とつながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、緊急やむを得ない状況（看取り介護・入退院等）を除き下記の点に留意した面会を実施します。なお、地域での感染状況や施設で感染症発生時は、施設内感染の防止を優先するため、この限りではありません。

1. 対面での面会について

- 事前の予約制とします。
面会は2回／月とし、次回予約は、面会が終了後に可能とします。
- 面会時間及び人数
面会時間は15分／回とし、1組3名までとします。
- 面会可能時間
面会は、1日6組（14時、14時15分、14時30分、14時45分、15時、15時15分）とします。
尚、面会終了後、消毒並びに換気の時間を設けています。
- 面会票の記載について
実施前に面会票に記載をお願いします。
- 面会場所
1階面会コーナーで実施。
- 面会の実施方法
 - ・ 手洗い、消毒を行った上、マスクの着用をお願いします。
 - ・ 面会はパーテーションを挟み対面で行ってください。（可能ならば1メートル以上距離を保ってください）
 - ・ 面会中は席を立たないようお願いします。
 - ・ 面会中の飲食は厳禁とします。
- 面会をお断りする場合
 - ・ 体温（37.5℃以上）・体調（喉の痛み、咳、倦怠感、下痢等）不良が認められた場合
 - ・ 同居家族や身近な方に発熱や咳・咽頭痛等の症状がある場合
 - ・ 施設でお願いしている留意事項が守れなかった場合

2. オンラインでの面会について

- 事前の予約制とします。
面会は1回／月（空きがある場合はこの限りではない）とします。
尚、次回予約は面会終了後に可能とします。
- オンライン実施
Zoomを活用し、ご自宅と施設を結ぶ。（通信費はご負担願います）
- 面会時間
面会時間は、月曜日から金曜日の14時から16時とし、1回20分とします。